

本書は、本書に記載の社債買付けにかかる勧誘を米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに領土を含みます。)向けに行うものではありません。本書末尾に記載の注意事項を併せてご参照ください。

平成 29 年 8 月 30 日

第 1 回無担保社債の社債権者 各位

AvanStrate 株式会社

**当社第 1 回無担保社債の条件変更(償還期限の延長等)に関する
社債権者集会開催について**

AvanStrate 株式会社(以下「当社」といいます。)は、本日、取締役会において、当社が平成 22 年 11 月 5 日に発行した総額 200 億円(残高 8,520,930,000 円)の第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード : JP310532AAB9)(以下「本社債」といいます。)について、本社債の条件変更を行なう社債権者集会(以下「本社債権者集会」といいます。)を開催することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 社債条件変更の理由及び概要

当社グループの顧客である液晶ディスプレイ・パネル市場の成熟化、競合他社との需要獲得競争の激化、製品価格の下落の影響等による液晶ガラス市場の厳しい環境変化の下、当社は、品質の向上及び新製品の開発による競争力の強化、受注状況が好調な市場への生産能力・製造体制の集中化、低収益・高コスト体質の生産拠点の閉鎖並びにこれに伴う人員削減及び関連設備の売却、各拠点レベルでの徹底的なコストの見直しを中心とする構造改革を実施し、営業損益及び財務体質の改善に徹底して取り組んでまいりました。加えて、社債権者様・取引金融機関様等のご理解・ご協力を得て、また、債権を担保とした資金調達等を通じて、資金繰りの安定化にも全力を挙げて取り組んでまいりました。しかしながら、これらの取組みを前提としても、当社グループの業績実績・見込み、足元の資金調達余力等に鑑みれば、平成 29 年 10 月 31 日に償還期日が到来する本社債及び当社第 2 回無担保社債並びに同日に返済期日が到来する取引金融機関様等からの借入金の償還・返済を賄うだけの資金に目途が立たない状況が続く中、当社は、早期に財務状況を安定化させ、継続企業の前提にかかる重要な疑義を払拭した上で事業を再生・継続していくための様々な対応について検討・協議してまいりました。

そして、これらの検討・協議を踏まえ、今般、当社は、スポンサーによる支援の下で当社

グループの事業の抜本的な再生を図る方針とし、本社債については、スポンサーによる資金支援を受け、買付価格を各本社債(金額1億円、元本残高5643万円)について529万838円とする買付けを実施することを決定いたしました。また、本社債の継続保有を希望される社債権者様のための選択肢として、本社債の元金の償還の方法及び期限並びに金利を以下のとおり変更することも、併せてご提案させていただくことといたしました。なお、上記の本社債の買付けは、本社債権者集会の決議が可決され、これにかかる裁判所の認可決定が確定すること等を条件として実施するものです。

(1) 元金の償還の方法及び期限

平成 35 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、282万円を償還
平成 36 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、338万円を償還
平成 37 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、338万円を償還
平成 38 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、395万円を償還
平成 39 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、451万円を償還
平成 40 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、507万円を償還
平成 41 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、507万円を償還
平成 42 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、564万円を償還
平成 43 年 10 月 31 日 各本社債(金額1億円)につき、564万円を償還
平成 44 年 10 月 29 日 各本社債につき、残額の総額を償還

(2) 金利

平成 29 年 11 月 1 日以降平成 30 年 10 月 31 日まで	無利息
平成 30 年 11 月 1 日以降平成 31 年 10 月 31 日まで	年 0.05%
平成 31 年 11 月 1 日以降平成 32 年 10 月 31 日まで	年 0.1%
平成 32 年 11 月 1 日以降平成 33 年 10 月 31 日まで	年 0.15%
平成 33 年 11 月 1 日以降平成 34 年 10 月 31 日まで	年 0.2%
平成 34 年 11 月 1 日以降平成 35 年 10 月 31 日まで	年 0.25%
平成 35 年 11 月 1 日以降平成 36 年 10 月 31 日まで	年 0.3%
平成 36 年 11 月 1 日以降平成 37 年 10 月 31 日まで	年 0.35%
平成 37 年 11 月 1 日以降平成 38 年 10 月 31 日まで	年 0.4%
平成 38 年 11 月 1 日以降平成 39 年 10 月 31 日まで	年 0.45%
平成 39 年 11 月 1 日以降平成 44 年 10 月 29 日まで	年 0.5%

2. 本社債権者集会の開催

本社債の条件変更は、下記により開催予定の本社債権者集会に諮った上で決定されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可決定を条件として効力を生じます。

記

- (1)日時 平成 29 年 9 月 29 日(金曜日)午後 1 時 00 分
 (2)場所 東京都渋谷区渋谷 2-22-8 名取ビル 4 階
 アットビジネスセンター渋谷東口駅前 402 号室
 (3)目的事項 本社債の社債要項の一部を変更する件
 (4)議案の内容 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率 (中略) (3) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年 5.55 パーセント (新設)	4. 利率 (中略) (3) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年 5.55 パーセント、 <u>(4) 平成 29 年 11 月 1 日以降平成 30 年 10 月 31 日までは無利息、(5) 平成 30 年 11 月 1 日以降平成 31 年 10 月 31 日までは年 0.05 パーセント、(6) 平成 31 年 11 月 1 日以降平成 32 年 10 月 31 日までは年 0.1 パーセント、(7) 平成 32 年 11 月 1 日以降平成 33 年 10 月 31 日までは年 0.15 パーセント、(8) 平成 33 年 11 月 1 日以降平成 34 年 10 月 31 日までは年 0.2 パーセント、(9) 平成 34 年 11 月 1 日以降平成 35 年 10 月 31 日までは年 0.25 パーセント、(10) 平成 35 年 11 月 1 日以降平成 36 年 10 月 31 日までは年 0.3 パーセント、(11) 平成 36 年 11 月 1 日以降平成 37 年 10 月 31 日までは年 0.35 パーセント、(12) 平成 37 年 11 月 1 日以降平成 38 年 10 月 31 日までは年 0.4 パーセント、(13) 平成 38 年 11 月 1 日以降平成 39 年 10 月 31 日までは年 0.45 パーセント、(14) 平成 39 年 11 月 1 日以降平成 44 年 10 月 29 日までは年 0.5 パーセント</u>
9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、①平成 25 年 11 月 5 日に各本社債につき金 4,000	9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、①平成 25 年 11 月 5 日に各本社債につき金 4,000

万円、②平成 27 年 11 月 5 日に各
本社債につき金 194 万円、③平成
28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度
第 1 回償還期日」という。)に各本
社債につき平成 28 年度第 1 回償還
金額(第 7 号において定義す
る。)、④平成 29 年 1 月 31 日(以
下「平成 28 年度第 2 回償還期日」
という。)に各本社債につき平成
28 年度第 2 回償還金額(第 7 号に
おいて定義する。)、⑤平成 29 年
7 月 31 日(以下「平成 29 年度第 1
回償還期日」という。)に各本社債
につき平成 29 年度第 1 回償還金額
(第 7 号において定義する。)、⑥
平成 29 年 10 月 31 日に各本社債に
つきその残額の総額を償還する。
ただし、第(2)号の規定に従い本社
債の元金の一部の期限前償還がな
された場合には、当該期限前償還
に係る元金の金額を上記の償還金
額から減ずるものとする。

万円、②平成 27 年 11 月 5 日に各
本社債につき金 194 万円、③平成
28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度
第 1 回償還期日」という。)に各本
社債につき平成 28 年度第 1 回償還
金額(第 6 号において定義す
る。)、④平成 29 年 1 月 31 日(以
下「平成 28 年度第 2 回償還期日」
という。)に各本社債につき平成
28 年度第 2 回償還金額(第 6 号に
おいて定義する。)、⑤平成 29 年
7 月 31 日(以下「平成 29 年度第 1
回償還期日」という。)に各本社債
につき平成 29 年度第 1 回償還金額
(第 6 号において定義する。)、⑥
平成 35 年 10 月 31 日に各本社債に
つき金 282 万円、⑦平成 36 年 10
月 31 日に各本社債につき金 338 万
円、⑧平成 37 年 10 月 31 日に各本
社債につき金 338 万円、⑨平成 38
年 10 月 31 日に各本社債につき金
395 万円、⑩平成 39 年 10 月 31 日
に各本社債につき金 451 万円、⑪
平成 40 年 10 月 31 日に各本社債に
つき金 507 万円、⑫平成 41 年 10
月 31 日に各本社債につき金 507 万
円、⑬平成 42 年 10 月 31 日に各本
社債につき金 564 万円、⑭平成 43
年 10 月 31 日に各本社債につき金
564 万円、⑮平成 44 年 10 月 29 日
に各本社債につきその残額の総額
を償還する。ただし、第(2)号の規
定に従い本社債の元金の一部の期
限前償還がなされた場合には、当
該期限前償還に係る元金の金額を
上記の償還金額から減ずるものと
する。

<p>(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 25 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>本社債の償還の方法および期限が、平成 25 年 11 月 5 日に本社債の元金の総額を償還する方法から、第(1)号に定められた方法および期限に変更されたことに鑑み、当社は第(2)号に定める期限前償還の実施を誠実に検討し、その償還原資確保(外部資金調達を含むが、これに限られない。)のため最大限の努力をする。</u></p> <p>(5) (中略)</p> <p>(6) (中略)</p> <p>(7) (中略)</p> <p>(8) (中略)第(7)号に規定する各未弁済元本残高を含む。(中略)</p> <p>(9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高については、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日、③平成 29 年度第 1 回償還期日および④平成 29 年 10 月 31 日の各償還期日とそれぞれ同日に、(i)上記①ないし③の場合において、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成</p>	<p>(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 25 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。<u>当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、第(1)号に定める各償還期日(第(4)号において定義する。)に係る償還金額のいずれに充当されるかを指定するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) (中略)</p> <p>(6) (中略)</p> <p>(7) (中略)第(6)号に規定する各未弁済元本残高を含む。(中略)</p> <p>(8) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降<u>平成 29 年 10 月 31 日までの期間</u>においては、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高については、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日および③平成 29 年度第 1 回償還期日の各償還期日とそれぞれ同日に、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成 29 年 3 月期上半期調整</p>
---	---

<p>29年3月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成29年3月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法、<u>(ii)上記④の場合においては、当該時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を弁済する方法</u>によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。</p>	<p>フリーキャッシュフロー金額および平成29年3月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。</p>
<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成27年11月5日までは、毎年5月5日および11月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払い、平成27年11月6日以降は、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日、平成29年度第1回償還期日および平成29年10月31日に各その日までの分を半年の利息として支払う。ただし、平成28年度第1回償</p>	<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成27年11月5日までは、毎年5月5日および11月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払い、平成27年11月6日以降<u>平成29年10月31日まで</u>は、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日、平成29年度第1回償還期日および平成29年10月31日に各その日までの分を半年の利息として支払い、</p>

<p>還期日および平成 29 年 10 月 31 日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)が半か年ではないために半か年と異なる利息を計算するときは、1 年を 365 日としてかかる利息期間の実日数の日割でこれを計算する。なお、平成 28 年 1 月 31 日および平成 28 年 11 月 5 日においては、本社債の利息の支払いは行われない。</p> <p>(後略)</p>	<p><u>平成 29 年 11 月 1 日以降は、毎年 4 月 30 日および 10 月 31 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、平成 28 年度第 1 回償還期日および平成 29 年 10 月 31 日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)が半か年ではないために半か年と異なる利息を計算するときは、1 年を 365 日としてかかる利息期間の実日数の日割でこれを計算する。なお、平成 28 年 1 月 31 日、平成 28 年 11 月 5 日、平成 30 年 4 月 30 日および平成 30 年 10 月 31 日においては、本社債の利息の支払いは行われない。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>13. 財務上の特約</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 支払制限</p> <p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済ならびに当社の株主への剰余金の配当を行わない。</p>	<p>13. 財務上の特約</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 支払制限</p> <p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済を行わず、かつ、<u>本社債の未償還元金の総額が 8 億 5209 万 3000 円を下回る場合を除き、平成 35 年 10 月 31 日までは当社の株主への剰余金の配当を行わないものとする。また、平成 35 年 11 月 1 日以降に当社の株主への剰余金の配当を行う場合においては、当該配当は会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額の範囲内で行うものとし、かつ、本社債の未償還元金の総額が 8 億 5209 万 3000 円を下回る場合を除き、当社が配当の支払いを機関決</u></p>

<p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>定する各時点(以下「<u>配当決定時</u>」 という。)における<u>配当の総額は、</u> <u>①平成35年10月31日の直前に終</u> <u>了した連結会計年度にかかる当社</u> <u>の連結損益計算書における親会社</u> <u>株主に帰属する当期純利益および</u> <u>平成35年10月31日以降当該配当</u> <u>決定時まで</u>に終了した各連結会計 <u>年度にかかる当社の連結損益計算</u> <u>書における親会社株主に帰属する</u> <u>当期純利益の合計金額から、②当</u> <u>該配当決定時より前に支払いを決</u> <u>定した剰余金の配当として交付す</u> <u>る金銭等の帳簿価額の合計金額を</u> <u>減じた額を上限とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>
<p>22. 社債権者に対する定期報告 (中略) <u>(3) 当社は、本社債の未償還残高が存</u> <u>する限り、前号に従い連結財務諸</u> <u>表を当社ウェブサイトに掲示後、</u> <u>実務上可能な限り速やかに、本社</u> <u>債の社債権者を対象とした当該決</u> <u>算に関する説明会を開催し、当該</u> <u>説明会で希望する社債権者に対し</u> <u>て質問するための機会を設け、か</u> <u>かる質問に誠実に回答するものと</u> <u>する。かかる説明会において、当</u> <u>社は本社債の社債権者が電話会議</u> <u>システム等を利用する等遠隔地よ</u> <u>り参加できるよう最大限努力をす</u> <u>るものとする。</u></p>	<p>22. 社債権者に対する定期報告 (中略) (削除)</p>

3. 本社債等の条件変更等についての社債権者向説明会の開催

上記2記載の本社債権者集会の開催に先立ちまして、当社は本社債及び当社第2回無担保社債の社債権者様を対象に社債権者向説明会を開催させていただき所存です。同説明会に

おいては、本社債の条件変更に至った経緯、当社の現状、今後の当社の方針等についてご説明させていただくとともに、上記の本社債の買付けについてもご説明申し上げる予定です。同説明会の開催日時、場所等の詳細につきましては本日付「当社第1回無担保社債及び第2回無担保社債に関する社債権者向説明会開催のお知らせ」をご参照下さい。本社債の社債権者様におかれましては、ご多用中恐縮ではございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

また、今後、当社からの個別通知等のご連絡が必要となるかと存じます。そのため、社債権者様におかれましては、①商号、本店所在地及び代表者名(法人の場合)または氏名及び住所(個人の場合)、②連絡先の情報(担当者、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス)並びに③ご所有の社債金額を、以下のお問い合わせ先に、電子メールまたはファックスにてご連絡くださいますようお願い申し上げます。ご連絡いただいた場合、法的に可能な限り、通知等を直接お送りさせていただきたいと考えております。

※本社債権者集会・社債権者向説明会に関するお問い合わせ先

AvanStrate 株式会社 事業管理本部

TEL 03-5719-5883 Fax 03-5719-5884

電子メールによるお問い合わせ先 bond@avanstrate.com

以 上

注意事項：本書は、本書に記載の社債買付けの米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに領土を含みます。)向け勧誘を構成するものではありません。